

議案第6号

つくばみらい市手数料の特例に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市手数料の特例に関する条例（令和4年つくばみらい市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月5日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

マイナンバーカードを使用した多機能端末機による証明書の交付手数料について、減額期間を2年間延長し、DXを促進するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市手数料の特例に関する条例(令和4年つくばみらい市条例第21号)新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>附 則 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>